において同じ。）の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備（以下「認証業務用設備」という。）は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

［二～五　略］

（特定認証業務におけるその他の業務の方法）

第二十六条　令第八条第三号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　認定申請者の役員若しくは法第十七条第一項第五号に規定する特定認証業務を統括する者のうちに、法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第二十八条第一号において同じ。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。同号において同じ。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者がないこと。

二　法第十七条第三項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三～十五　［略］

十六　次の事項を明確かつ適切に定め、かつ、当該事項に基づいて業務を適切に実施すること。

［イ・ロ　略］

ハ　業務の一部を他に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下第二十九条を除き同じ。）をする場合においては、委託を行う業務の範囲及び内容並びに受託者による当該業務の実施の状況を管理する方法その他の当該業務の適切な実施を確保するための方法

［ニ～ト　略］

十七　［略］

十八　［略］

（法第十七条第一項第六号に規定する確認を行う者に係る認定の申請の際の提出書類）

第二十六条の二　令第八条の二に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　申請に係る業務の用に供する設備が次条各号に掲げる認定の基準に適合していることを説明した書類

三　申請に係る業務の方法が第二十八条各号に掲げる認定の基準に適合していることを説明した書類

（電子署名又は電子利用者証明の確認の用に供する設備の基準）

第二十七条　令第九条第一号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　法第十七条第一項第六号の規定による総務大臣の認定を受けようとする者（次条第一号において「電子署名等確認認定申請者」という。）が行う同項第六号に規定する確認の用に供する設備のうち次に掲げるもの（以下この条及び第八十二条第六号において「電子署名等確認設備」という。）は、入出場を管理するために必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

［イ～ハ　略］

［二・三　略］

て同じ。）の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備（以下「認証業務用設備」という。）は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

［二～五　同上］

（特定認証業務におけるその他の業務の方法）

第二十六条　［同上］

［新設］

［新設］

一～十三　［同上］

十四　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　業務の一部を他に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号及び第二十八条第二号ハにおいて同じ。）をする場合においては、委託を行う業務の範囲及び内容並びに受託者による当該業務の実施の状況を管理する方法その他の当該業務の適切な実施を確保するための方法

［ニ～ト　同上］

十五　［同上］

十六　［同上］

［新設］

（電子署名又は電子利用者証明の確認の用に供する設備の基準）

第二十七条　［同上］

一　法第十七条第一項第六号の規定による総務大臣の認定を受けようとする者（次条第一号において「電子署名等確認認定申請者」という。）が行う同項第六号に規定する確認の用に供する設備のうち次に掲げるもの（以下この条及び第八十条第六号において「電子署名等確認設備」という。）は、入出場を管理するために必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

［イ～ハ　同上］

［二・三　同上］